

群馬県災害廃棄物処理計画

平成29年3月

群馬県

目 次

はじめに	-----	1 - 1 - 1 - 2
第1編 総 則		
第1章 基本的事項		
第1項 計画の目的・位置付け・基本的な考え方	-----	1 - 1 - 1 - 3
第2項 災害廃棄物処理にかかる県の役割	-----	1 - 1 - 2 - 1
第3項 災害（震災）廃棄物の推計量	-----	1 - 1 - 3 - 1
第4項 計画の見直しのあり方について	-----	1 - 1 - 4 - 1
第2章 組織体制・指揮命令系統		
第1項 各主体の役割分担	-----	1 - 2 - 1 - 1
第2項 被災時における内部組織体制	-----	1 - 2 - 2 - 1
第3章 情報収集・連絡体制		
第1項 県災害対策本部との情報収集・連絡体制	-----	1 - 3 - 1 - 1
第2項 県内市町村との情報収集・連絡体制	-----	1 - 3 - 2 - 1
第3項 国・近接他県との情報収集・連絡体制	-----	1 - 3 - 3 - 1
第4項 情報収集の手段・方法	-----	1 - 3 - 4 - 1
第5項 県民への啓発及び広報（平時・発災後）	-----	1 - 3 - 5 - 1
第4章 協力・支援体制		
第1項 県内の被災市町村への協力・支援体制	-----	1 - 4 - 1 - 1
第2項 県外の被災市町村からの要請による協力・支援体制	-----	1 - 4 - 2 - 1
第3項 民間業者の協力・支援体制	-----	1 - 4 - 3 - 1
第4項 支援協定の円滑・迅速・適切な運用	-----	1 - 4 - 4 - 1
第2編 災害廃棄物処理対策		
第1章 処理基本対策		
第1項 災害廃棄物処理の概要（全体像）	-----	2 - 1 - 1 - 1
第2項 災害廃棄物の発生量の推計方法	-----	2 - 1 - 2 - 1
第3項 災害廃棄物の処理の原則と処理フロー	-----	2 - 1 - 3 - 1
第4項 仮置場の設置・管理・運営指針	-----	2 - 1 - 4 - 1
第5項 生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理対策	-----	2 - 1 - 5 - 1
第6項 環境・衛生対策指針	-----	2 - 1 - 6 - 1
第7項 廃棄物処理施設の強靱化対策指針	-----	2 - 1 - 7 - 1
第2章 処理特別対策		
第1項 被災市町村のごみ処理特別対策	-----	2 - 2 - 1 - 1
第2項 県災害廃棄物処理実行計画の策定要領	-----	2 - 2 - 2 - 1
第3項 実行計画の実施に向けた予算措置	-----	2 - 2 - 3 - 1

第3章 水害対策編

第1項	水害廃棄物の特徴	2-3-1-1
第2項	洪水浸水想定区域	2-3-2-1
第3項	被害区域の想定	2-3-3-1
第4項	被害想定と対策	2-3-4-1
第5項	水害廃棄物の発生量の推計	2-3-5-1
第6項	水害廃棄物処理の留意事項	2-3-6-1

資料編

第1項	1 市町村向け災害廃棄物処理計画策定マニュアル	資1-1-1
	2 ○○市（町村）災害廃棄物処理計画	資1-2-1
第2項	仮置場の設置・運営マニュアル	資2-1
第3項	廃棄物処理施設の設置手続マニュアル	資3-1
第4項	災害廃棄物処理業務委託の留意事項	資4-1
第5項	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請事務の留意事項	資5-1

（凡 例）

資料編中、【技○-○-○】は「災害廃棄物対策指針」（環境省 平成26年3月）の第3編技術資料の資料番号を示す。



(H28. 5. 20撮影)

- 熊本地震（平成28年4月）で発生した災害廃棄物の仮置場（熊本市）の状況
手前が災害廃棄物（不燃性混合廃棄物）、奥に生活ごみ（可燃）の山が続いている。同様の光景が背後にも続いている。

災害対策の心構え

危機に瀕すると・・・ 普段やっていることしかできない
普段やっていることも満足にできない
普段やっていないことはできない

はじめに

災害により発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）は、全て一般廃棄物として、市町村に処理責任があります。

災害廃棄物の処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の悪化の防止、また、被災地域の早期の復旧・復興への第一歩であることから、適正かつ円滑・迅速な処理が重要であることは言うまでもありません。

しかし、大規模災害時には、市町村の職員や廃棄物処理施設が被災する、市町村の廃棄物処理施設の能力を遙かに超える廃棄物が発生する、また、市町村で対応できない多種多様な廃棄物が発生するなどの事態が予想されます。

このような事態に対応するためには、被災市町村に対する広域的な相互応援体制の構築、処理施設の強靱化対策の実施及び廃棄物処理業者を始めとする民間業者との連携等が不可欠です。

県では平成20年4月1日付けで全市町村及び清掃関係一部事務組合との間で「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」を締結し、災害発生時の相互応援の枠組みを構築しました。

また、平成21年4月10日付けで、社団法人（現在は公益社団法人）群馬県環境資源保全協会及び社団法人（現在は一般社団法人）群馬県環境保全協会とそれぞれ「災害時における廃棄物処理に関する協定」を締結し、災害発生時の支援協力体制を構築しました。

本計画は、阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成27年9月関東・東北豪雨による茨城県常総市の洪水などの大規模災害の経験から得られた知見や「災害廃棄物対策指針」（環境省 平成26年3月）を踏まえ、これら協定に基づく枠組みが災害発生時に切れ目なく円滑に運用され、被災市町村における災害廃棄物処理が適正かつ円滑・迅速に実施されることを目指します。

今後は、新たな知見や技術を積極的に取り入れ、また、災害廃棄物の処理における関係者相互の連携がより円滑に進むよう必要に応じて随時見直しを行い、計画の実効性をより高めていきます。

第1編 総則

第1章 基本的事項

第1項 計画の目的・位置付け・基本的な考え方

1. 計画の目的

群馬県災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）は、将来発生が予測される大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための方針を示すとともに、国・県・市町村・民間業者等の役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を図ろうとするものである。

2. 計画の位置付け

本計画の位置付けは、次のとおりである。

(1) 廃棄物処理法等に基づく国の災害廃棄物処理対策への対応

ア 東日本大震災等、近年における災害の教訓・知見を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、平成27年7月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、都道府県廃棄物処理計画中に、次の事項を定めることとされた（同法第5条の5第2項第5号）。

(ア) 非常災害時における廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的事項

(イ) 非常災害時における一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

(ウ) 非常災害時における産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

イ 本計画は、県の廃棄物処理計画である「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」（平成28年3月策定）に基づき、非常災害時における廃棄物の適正処理及び再生利用の基本方針並びに広域的な災害廃棄物処理の相互支援体制について定め、平時における備えから大規模災害発生時の対応までの切れ目のない対策の実施・強化を図るものである。

(2) 群馬県地域防災計画を踏まえた大規模震災への平時の対応

「群馬県地域防災計画」（平成25年3月策定）では、災害廃棄物について被災市町村の要請を受け、県が他の市町村又は隣接県の応援を求める等の広域的な調整を行うことを定めている。

本計画では、この応援体制を踏まえ、より具体的な行動指針となるよう災害廃棄物の発生量を種類別、市町村別に推計した上で、処理対策、相互支援体制を定める。

また、「群馬県地震防災戦略」（平成25年3月策定）では、関東平野北西縁断層帯ほか2つの断層を震源とする最大規模の震災を想定した対策を策定しているが、本計画では、大規模震災により発生する廃棄物の処理対策に加え、水害により発生する廃棄物処理対策も定める。

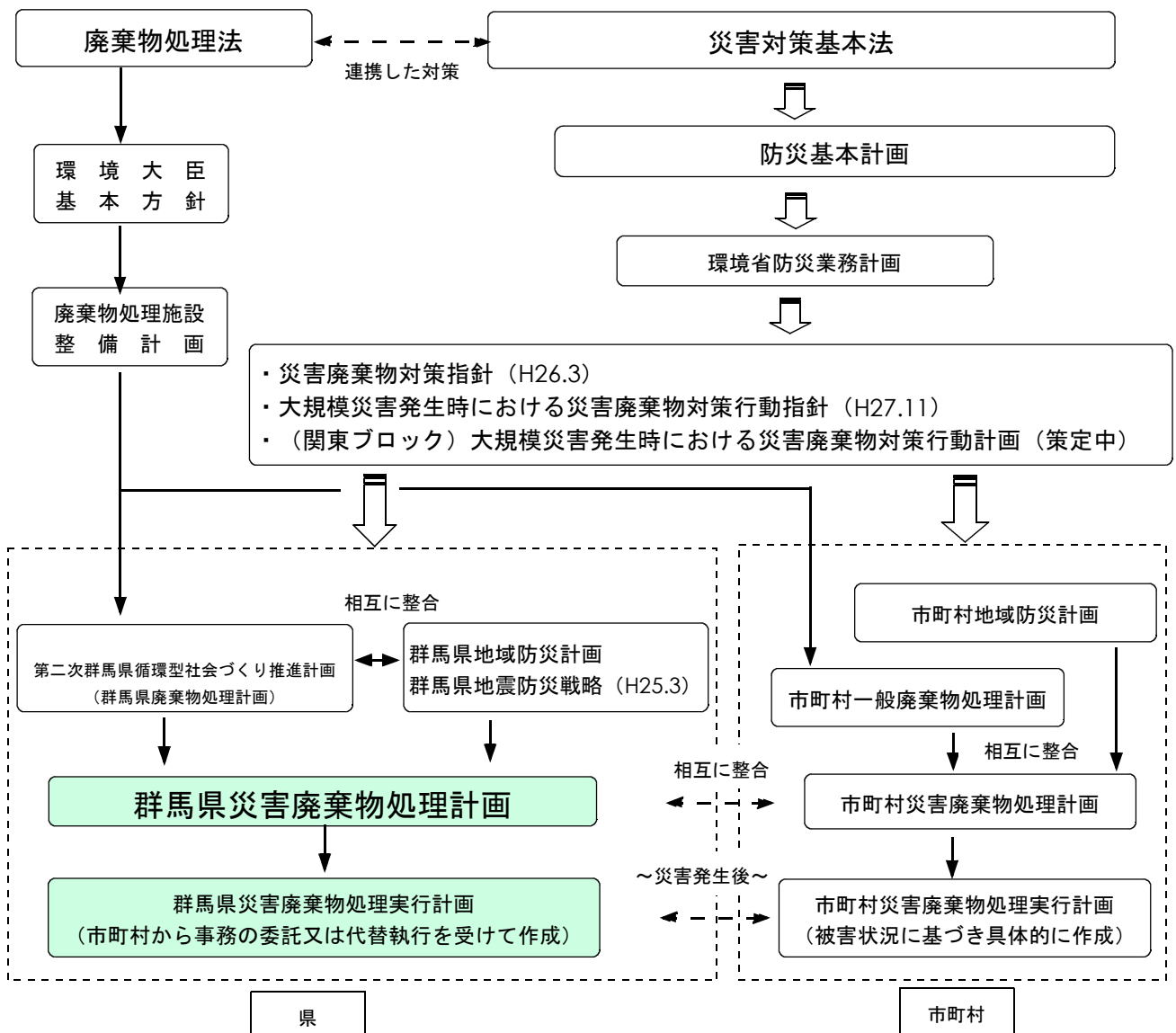


図1-1-1-1 計画の位置付け

3. 計画の基本的な考え方

本計画の基本的な考え方は、次のとおりである。

- 県の災害廃棄物処理に関する実行計画策定のための考え方と、主に県及び市町村が実施すべき事項等について整理する。
- 国の「災害廃棄物対策指針」に準拠し、「群馬県地域防災計画」及び「群馬県地震防災戦略」等を踏まえ、本県の特徴を反映した内容とする。
- 計画の実効性を確保するため、本計画は随時見直しを行う。

第2項 災害廃棄物処理にかかる県の役割

災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物処理法上、市町村に処理責任がある。

このため、平時から、将来発生が予測される大規模災害による被害を想定し、災害廃棄物が適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、避難所ごみや仮設トイレのし尿を含めた災害廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等を検討し、各市町村の災害廃棄物処理計画で具体的に示すことが必要である。

しかしながら、災害廃棄物は、一時に大量かつ様々な種類の廃棄物が混在した状態で発生し、通常の市町村の処理体制や処理施設では、適正かつ円滑・迅速な処理は困難が予想されることから、県が市町村や協力機関等に情報提供や連絡調整をして災害廃棄物の処理を支援するほか、県が被災市町村から地方自治法に基づく事務の委託や代替執行の要請を受けて災害廃棄物を処理する場合があります。

また、複数の被災市町村において支援が必要とされる場合には、県全体での適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理のため、支援を行う市町村の支援先、支援内容等の調整を行う。